二、役員選擧の不公正

昭和九年度以降の協會役員を決定すべき選擧は、職員協會によつて配布された所定の投票用紙に記載して總會開會日當日までに協會に提出する投票函に投票することになつてゐることは讀者は既に御承知の筈である。

イ、配布形式と捺印强要の不正

故にこの投票用紙の如きは協會より會員各自に送付して任意に所定の形式によつて投票せしむるせねばならぬ。然るに協會事務長は各支部長に送付して各支部に送付し、各支部長は協會幹部（職）の意を汲して之を有權者に配布せずして任意投票、投票權者又は職員を有權者個々の家に持參せしめて有權者個々の家に持參せしめて記名捺印を强要したのである。

個々面接は選擧法によつて嚴重に禁じられてゐる、勿論協會の選擧は選擧法による選擧ではないが之は選擧法の威嚇によつて自らを有利に基準として行はねばならぬ事は輕視せんとする點にあり協會の歴史を汚辱するまで弄して光輝ある協會の歴史を汚辱したのである。

協會は個々面接の理由として『郵稅を節約する爲め』と總會に於ける質問に答辯してゐる。然て金儲りに彼等が多數の現金を使ひたるとする思惑さんを攫出すとも冗費を節約するといふ理由は立たぬ。何ぞや實際に於ては郵稅を節約するどころか、寧ろ多數の郵稅を費やしたのである。況んや實際に於て投票かき集めの爲め——いや個々面接の爲め——從業員、職員部を總動員して多數の人員を出動してゐるのであるから郵稅節約といふ理由は全然意義をなさない。こうした個々面接、家庭訪問によつて投票が强要されたのであるが協會は失敗者であれば敗派の投票を無效にする正當が捷つか、私利、名譽感の野望から協會を喰ひ物にせんとする不正が遂行するか、職員に協會を惑し、會員大衆の權利を己れの武器として活用せず、投票者は選擧すべき役員の名を知らずして强制的に白紙に捺印せしめられたのである。而も本人不在の留守宅などを訪問し、主人不在の故を以て捺印を推されると『いや何んでもないのだから』と强制して捺印を强要した事例は總會に於ける質問にも現れた如くしてゐるのであるから郵稅節約といふ理由は全然意義をなさない。こうした個々面接、家庭訪問によつて投票が强要されたのであるが協會は失敗者であれば敗派の投票を無效にする正當が捷つか、私利、名譽感の野望から協會を喰ひ物にせんとする不正が遂行するか、職員に協會を惑し、會員大衆の權利を己れの武器として活用せず、投票者は選擧すべき役員の名を知らずして强制的に白紙に捺印せしめられたのである。而も本人不在の留守宅などを訪問し、主人不在の故を以て捺印を推されると『いや何んでもないのだから』と强制して捺印を强要した事例は總會に於ける質問にも現れた如くしてゐるのである。

ロ、船主と協力して運動

これ程まで不正を働いて投票かき集めに狂奔しながら、昨年の北海道漁業組合選擧に於ては、船主と協力して運動を企てゐる者百數十名、職員の除外は第一番に於て出動した數十名の職員によつて物々しく固められ、職員に郵票及び會計に關する質問に答辯して入場した。先づ北海道漁業組合長崎宗成君の不正選擧に對する組織質問——屋島丸問題——岡田本部君、三萬圓問題——相川辰次郎君、會計不正摘發——鹿子木伸吾君の數々に對して、職員部長が擁護されることになるのであるから、彼等としては必死的に防禦しなければならぬ問題である。そこで大衆の意向が決した今日、果然彼等は焦り出したのである。見よその職員部長の狼狽振り！

イ、動議の効力論

定款第十四條は『定期總會は——毎年四月以降に會議の目的を明かにして起ち上り協會歴史を汚辱し、會員大衆の利益を裏切つた尾崎常務理事、都竹理事、鈴木庶務部長は定款第二十三條によつて免職——すべし、彼等の協會幹部は定款第二十三條の不當、不法行爲を擁護して會員の眞摯な要求を阻止し、協會を汚辱したる七名をも併せて免職すべし——との決議案を提出し動議を提出した。

彼等の議案は第二項に於て定款第二十三條第二項に於ては『理事、監事又は評議員に於ては其の職務を盡さず又は盡す能はざる事由發生したるときは總會に於て何時にても之を免職する事を得』とある。

といふ條文があるではないか、職員部長は光輝ある協會の歴史を汚辱したその罪惡は免職するに値する。

ロ、背任に關する告訴

一月二十九日、吾等は協會に出でて犯せし數多の背任行爲の不正を糾弾せんとせしに、職員部長は指揮して神戸地方檢事局に告訴せしめ、三箇月の拘留をもから得なければならない。

ハ、事務停止

職員部長は總會多數で通過した故に職員部に協會事務執行の權利を與へられてゐるが、これは免職決議は總會多數で通過した故に尾崎一派の爲に職員部に協會事務執行の權利を與へられてゐるが、これは船主職員にも正義の士のあるが故に船主職員にも正義の士のあるが故に行使する者は法理の無職である。そこで彼等の職權の狂弾に有利に付すべき彼等の職權の狂弾に有利に付すべき彼等の職權の狂弾に有利に付すべき